

# ～森林資源・森林空間を活用しよう！～

## 令和8年度 山形県森林サービス産業創出事業費補助金のご案内

山形県は、森林資源のひとつである森林空間と健康、観光、教育等の多様な分野が繋がることにより創出される「森林サービス産業」の創出に向けて、事業者が取り組む山形県内の森林資源・森林空間を活用した体験等プログラムを実施するための環境整備（準備等）や体験型ツアーやイベントの実施を支援します。

申請期間

令和8年4月1日（水）～

※予算の範囲内で先着順、最終実績報告締切が令和9年3月19日（金）



補助事業の概要

詳細は、山形県HPで要綱やQAで確認してください。

補助事業者 (要綱第2条)	企業・法人・団体等 ※ 事業を完遂する見込みがあり、事業実施後の継続的な活動が見込まれるもの 県のホームページやSNS等での広報活動に協力できるもの	
補助対象 (要綱第3条、別表1)	① 体験等コンテンツ整備事業	② 体験型ツアー等実施事業
	・県内の森林空間を活用した体験型のプログラム等※1を実施するための環境整備や準備等※2に要する経費 ※1 例：森林セラピー、トレイルランニング、林業体験、環境教育等 ※2 簡易な整地、チラシ作成、物品購入等	・県内の森林空間を活用した体験を主としたツアーやイベント等を実施するために要する経費 ※ 旅行業法に抵触しないこと
	既存のものは原則対象外。受入人数の拡大や内容の充実等、事業を拡大・改善させる場内容の場合は対象	
補助上限額 (要綱第3条、別表1)	20万円	30万円
補助金額 (要綱第3条、別表1)	補助対象経費の1/2に相当する額 ※ 総事業費から自己収入額（参加者負担金等）を控除した額を超えることはできません。	
補助対象経費 (要綱第3条、別表2)	補助対象の目的達成に必要な経費 ・謝金、旅費、消耗品、チラシ等の印刷、資材や機材の購入費、郵送・発送料、広告宣伝費、参加加者等の傷害保険料、電話料、機材や会場のレンタル代等	
申請書類 (要綱第4条)	・事業計画書、収支予算書、法人・団体の概要が分かる書類・構成員名簿等、その他必要な書類	

申請フロー

予算の範囲内で受付のため、事前にお問い合わせください

交付申請

審査

交付決定

事業実施

状況報告提出

11月末に事業が完了していない場合

実績報告提出

事業完了から30日以内

検査

交付

翌年度以降の状況報告

お問合せ・申請書提出先

〒990-8570 山形市松波2-8-1  
山形県庁 森林ノミクス推進課  
森林利用・林工連携担当 TEL:023-630-2528

要綱・QA・申請用紙等はこちらから

山形県 森林サービス産業

検索

